

ウィズブック保育園武蔵小山規則

(名称)

第1条 本園は武蔵小山ウィズブック保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園の設置場所は品川区小山4-4-7とする。

(目的)

第3条 本園は児童福祉法等の趣旨に従い乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(運営方針)

第4条 本園は、すべての子どもの無限の可能性を引き出し「その子らしさと自ら伸びるチカラ」を育むこと、「保護者や家族の成長に寄り添い支援する存在」であり続けることを大方針とする。

(入所定員)

第5条 本園の月極め保育定員は60名とし、内訳は以下とする。

(1)乳児:12名

(2)満三歳に満たない幼児:12名

(3)満三歳以上の幼児:36名

(保育を提供する日保育時間)

第6条 園における保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、第14条に定める休日を除く。開所時間は午前7時30分から午後8時00分までとし、別途重要事項説明書にて定めた方法により、保育時間を決めるものとする。

(登降園)

第7条 登降園については保護者又は保護者が認めた者が付添うものとする。

(保育内容)

第8条 保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け、保育計画、日案・週案・月案を立てる。

(職員配置、職員数及び職務)

第9条 本園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例のほか、関係法令等に基づき、以下の各職務を担う職員を配置することができる。なお、職員の数は国、東京都および区の配置基準を下回らない数とする。

施設長:1名 所務を処理し、所属職員を指揮監督する。

主任保育士:1名 施設長の命を受け、高度の専門知識又は経験を要する職務に従事する。

保育士:12名(うち非常勤1名)以上 施設長の命を受け担任事務に従事する。

調理員:2名以上 施設長の命を受け調理業務に従事する。

嘱託医、嘱託歯科医および看護師:各1名 入所児童の保健衛生を管理する。

(職務心得)

第10条 本園の職員は、以下の事項を心得として職務にあたらなければならない。

(1)安全について機会あるごとに丁寧に考え、そのために自ら判断・提案する姿勢をもつ。

(2)子どもを尊重する。また、子どもに関わる全てのことは子どもと同様に尊重する。

- (3) 子どもや保護者、その家族の「らしさ」を引き出してあげられる存在であること。
- (4) 子どもたちの未来の幸せに繋がることと捉え、保護者や職員と関わる。
- (5) 職務においては自分に厳しく、仕事の領域を決めず、皆で考え助け合う。

(平等の原則)

第 11 条 本園は、園児またはその保護者の国籍、信条、社会的身分若しくは、入所に関する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(文書の取り扱い及び管理)

第 12 条 本園における文書は、正確・迅速・丁寧に取扱い、事務が円滑に行われるよう努めなければならない。また、文書は常に整理・点検のうえ正しく保管され、非常災害時に持ち出しのできるよう整備して紛失・火災・盗難などへの予防的措置を講じなければならない。

(年間行事)

第 13 条 年間行事については別紙「年間行事計画」にて配布する。

(休日)

第 14 条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日、法定祝祭日
- (2) 12 月 29 日より 1 月 3 日まで

(家庭連絡)

第 15 条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、園児の保育方針、成長、栄養状況及び園の運営について、保護者の協力を得るものとする。

(健康管理家庭連絡)

第 16 条 施設長は常に園児の健康に留意し、入園時の健康診断・年2回の健康診断および歯科検診を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(非常災害対策)

第 17 条 施設長は、非常その他急迫の事態に備えとるべき措置について予め以下対策をたてる。

- (1) 少なくとも毎月 1 回園児及び職員の避難訓練・消火訓練を行う。
- (2) 対策の詳細は別に危機管理及び防災年間計画を定め、それを遵守する。

(虐待の防止のための措置)

第 18 条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、別途重要事項説明書に定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(利用の開始に関する事項)

第 19 条 当園は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第 42 条第 1 項の規定により品川区が行うあせんおよび要請を受けた時は、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 20 条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- ・2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- ・園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(保護者負担金)

第 21 条 当園における保護者負担金は以下とする。

・基本保育料 品川区長の定めた額とし、当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し当該市区町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

・延長保育 15 分につき 150 円

・夕食 1 食につき 400 円

・補食 1 食につき 100 円

(緊急時等における対応方法)

第 22 条 施設長は、入所児の怪我、不審者の侵入等緊急時における対応方針およびマニュアルを策定しなければならない。

(苦情対応)

第 23 条 当園は、入所者の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の体制と苦情解決手順を別途重要事項説明書に定めるものとする。

・苦情解決責任者

・苦情解決受付担当者

・第三者委員

・施設運営本部における受付窓口

(その他)

第 24 条 この規則に定めていない事項については別途重要事項説明書に定める。

附則

この規則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。